

## 歳末たすけあい 募金を配分

秩父市社会福祉協議会では、歳末たすけあい募金をもとに、支援を必要とする世帯等に配分をします。

### 1 歳末たすけあい援護金

**対象** 次を全て満たす世帯

- ①生活困窮状態が著しいこと
- ②世帯構成者全員が平成30年度市・県民税非課税であること
- ③秩父市内に1年以上居住していること

※生活保護世帯、施設・病院等に  
入所・入院している方は対象外  
です。

**配分金額** 1世帯10,000円  
**申込期限** 平成31年2月22日(金)

### 2 ひとり親世帯

小中学校新入学支度金

**対象** 次を全て満たす世帯

- ①市内在住で、ひとり親世帯(祖父母との同居を除く)か、父母のいない子を扶養している世帯で子が、平成31年4月に小中学校に入学予定であること
- ②平成30年度市・県民税非課税世帯であること
- ③生活保護受給中ではないこと

**配分金額** 小学校1人25,000円  
中学校1人35,000円

**申込期限** 平成31年2月22日(金)

### 3 学習支援事業配分

**対象** 1・2の配分の申請をし、  
決定となった世帯の高校在学中ま  
での子

**配分金額** 1人5,000円の図書  
カード

※1・2の申請で該当となった世帯が対象となるため、この配分の申請はありません。

### 4 施設配分

**対象** 秩父市内の障がい者通所・入所施設で12月から3月までに行う事業(利用者10人以上)

**配分金額** 1事業所30,000円  
**申込期限** 【第1回】12月26日(水)、  
【第2回】平成31年1月31日(木)

### 5 地域福祉サービス事業配分

**対象** 次を全て満たす団体

- ①平成30年4月以前にボランティア活動を始め、市内の地域、施設で活動をする団体で、会員3人以上で構成されていること
- ②自治体、社会福祉協議会などからの補助金が10万円以内であること

**配分金額** 1団体30,000円

**申込期限** 平成31年1月31日(木)

### 6 東日本大震災見舞金配分

**対象** 次の全てを満たす世帯

- ①東日本大震災による被災証明・り災証明を受けていること
- ②12月1日現在、市内に在住し、申請後1か月以上居住する見込みであること

**配分金額** 1世帯10,000円  
**申込期限** 平成31年1月31日(木)

**用** 【1】申請書等を社会福祉協議会または居住地区の民生委員に提出、【4】申請書等を社会福祉協議会に提出

**問** 秩父市社会福祉協議会各事務所  
秩父 ☎22-11514  
吉田 ☎77-11177  
大滝 ☎55-10847  
荒川 ☎54-2968



事業主の皆さん  
給与支払報告書の  
提出をお願いします

前年中に個人に対して給与・賃金等を支払われた法人・個人は、その受給者の1月1日現在(または退職時)に住居登録をしている市区町村に、給与支払報告書を提出する義務があります。

平成30年度に、市へ給与支払報告書の提出のあった事業所または市県民税の特別徴収の実績がある事業所へ、12月中旬に総括表(給与支払報告書提出時の表紙)を発送しますので、ご利用ください。

総括表が届かなかった場合は、市HPから様式をダウンロード、印刷してご使用ください。

### 提出期限は平成31年1月31日(木)です

パートやアルバイトなどの就業形態にかかわらず提出をお願いします。eLTAX(地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム)での給与支払報告書の提出も受け付けています。

### 給与所得者の市県民税は、「特別徴収(給与天引き)」で納税をお願いします

埼玉県と県内全ての市町村では、市県民税の特別徴収による納税を徹底するため、該当する全ての事業所を、原則として「特別徴収義務者」に指定する取り組みを進めています。引き続き特別徴収による納税にご協力をお願いします。

また、退職等の異動があった場合は、速やかに「給与所得者異動届」の提出をお願いします。

**問** 市民税課市民税担当 ☎22-2209

### 異常水質事故防止に努めましょう

河川や水路に油や着色水、有害物質などが流れる、魚がへい死するなどの異常水質事故が毎年発生しています。異常水質事故が発生すると、水道水や農業用取水などに大きな影響を及ぼすことがあります。年末の大掃除をするこの時期には、ご注意ください。

**問** 秩父環境管理事務所 ☎23-1511  
市役所生活衛生課 ☎25-5202

## 児童扶養手当 受給者の方へ

### 所得制限の変更

平成30年8月手当分(12月支給)から全部支給の所得限度額が次のとおり引き上げられました。

変更後の所得限度額

扶養人数	本人		配偶者・ 養育者 の 扶養 児 等 孤 独
	全部支給	一部支給	
0	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

※申請する方やその配偶者および同居等生計を同じくしている扶養義務者の所得により、手当の支給に制限があります。

## ひとり親 家庭等 医療費



ひとり親家庭等の皆さんが、医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費の一部を助成する制度です。  
**対象** 次のいずれかに該当する児童を養育している家庭

- ・ 父母が離婚した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母に一定の障がいがある児童
- ・ その他の理由で父または母がいない児童

※一律控除(8万円)のほか、諸控除が受けられる場合があります。

### 寡婦・寡夫控除みなし適用

児童扶養手当の支給額を算定する所得審査の際、**婚姻歴のない方**が寡婦・寡夫控除みなし適用の申請をすることで、寡婦・寡夫控除があるものとみなして審査を行うことができます。申請可能な方は対象児童の養育者と扶養義務者であり、**児童扶養手当の受給者自身が対象児童の父や母である場合は、該当しません。**

なお、みなし適用の申請をしても、所得状況によっては、支給額に影響がない場合もありますので、あらかじめご了承ください。  
**問** こども課 ☎ 25-15206



本人または扶養義務者等に、一定額以上の所得がある時は、支給停止になります。また、重度心身障害者医療費支給対象者は除きます。

※「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、または一定の障がいのある20歳未満の方をさします。

## こども医療費



18歳に達する日以後の最初の3月31日までのお子さんが医療保険制度で医療を受ける場合に、医療費を助成する制度です。

出生・転入時に申請を受け付けていますが、手続きが済んでいない方は届け出をお願いします。

**対象** 市内に住所を有し、医療保険制度に加入している児童(重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費支給対象者は除く)

### その他

・ 適正受診にご協力ください。  
・ 申請内容に変更が出た場合は、速やかに届け出をしてください。

**問** こども課 ☎ 25-15206  
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-16082  
大滝 ☎ 55-10865  
荒川 ☎ 54-12116

## 重度心身障害者医療費 支給制度に所得制限が 設けられます!

**対象** 平成31年1月1日以降に受給者となった方

**期間** 平成31年1月診療分から

**所得制限内容** 前々年の所得が基準額(3,604,000円)を超える場合、9月までの医療費が支給停止となります。

※受給者本人の所得のみです。

※扶養親族の人数・年齢に応じて所得制限の基準額が高くなります。

### 受給者証の更新

毎年10月に所得の審査を行い、受給者証を更新します。

前年の所得が基準額を超えた場合、翌年9月までの医療費が支給停止となります。

※なお、12月31日(月)までに受給者証の交付を受けている方は、2022年10月(次回の更新)から所得制限の対象となります。



## 重度心身障害者医療費 支給制度とは?

重度の障がいがある方の医療費の負担軽減を目的とし、保険適用となる医療費の自己負担分を支給するものです。

**問** 障がい者福祉課 ☎ 27-7331  
FAX 27-7336